

IC旅券の発給開始 ～旧姓の別名併記も緩和へ

外務省 領事局旅券課

3月20日から、新しいタイプのパスポート、「IC旅券」の申請受付が開始されました。

近年、旅券（パスポート）の偽変造や成りすましによる不正使用が増加し、国際的な組織犯罪や不法な出入国に利用されるケースが増えたため、安全性の高い旅券として生体認証技術（バイオメトリクス）の応用が研究されてきました。特に2001年の米国同時多発テロ以降は、テロリストによる旅券の不正使用を防止する観点から活発に議論され、米国は査証（ビザ）免除継続の要件として各国にバイオメトリクスを利用したIC旅券の導入を求めていましたが、いよいよ日本でもIC旅券の発給が始まりました。

IC旅券には、旅券冊子中央に非接触型IC（集積回路）チップを搭載したプラスチックシートが組み込まれています。ICチップには旅

券主義人の氏名、国籍、生年月日、旅券番号等の情報のほか、旅券発給申請書に貼付された写真から読み取った顔画像が記録されており、顔写真を貼り替えた旅券等を使用してもICチップに記録されている情報と照合することで不正使用を見破ることができるようになります。

旅券申請手続は大きく変わることはありませんが、写真の規格が変更になり、これまでの規格に比較して顔の占める面積が大きくなりました。また、旅券発給手数料はICチップの実費として1,000円が上乗せされました。

更に3月20日から旅券面に旧姓の別名併記を認める取扱いが緩和されました。

旧姓の別名併記については、渡航の便宜からその必要性があることが前提となりますが、これまででは外国において旧姓での活動や実績が書面（招聘状、査証関係書類）で確認できる方（例えば学者、通訳、記者等）に限り認められていたのに対し、同日以降、「職場で旧姓使用が認められていること及び業務により渡航する者」であることが書面（例えば、婚姻により氏を変更した後に発行された身分証明書や出張命令書等）で確認できる方についても認められるようになりました。

なお、これまでの旅券はIC旅券に切り替えなくても有効期間満了日まで使用できます。詳しくは外務省ホームページ「PASSPORT A to Z」(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport>)をご覧ください。



IC旅券（見本）の中央のページ（左）と非接触ICチップ（見本*）
*実際に使用されているICチップとは異なります

（注）非接触ICチップはプラスチックシートに保護された上で、IC旅券冊子中央に綴じられています。そのため、実際にはICチップを見ることはできません。また、ICチップが綴じ込まれたページには、上記のように取り扱い上の注意が印刷されています。